

農 業 委 員 会 会 議 録

1. 開催日時 平成27年4月10日（金）午後3時00分～午後3時25分
 2. 開催場所 大和高田市役所 4階会議室
 3. 出席委員 (16名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏	13	速水 保
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	中江 彰
4	藤本 佳昭			16	藤岡 秀信
5	高井 信安	11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
6	弓場 一郎	12	藪内 聿彦		

4. 欠席委員 (1名) 10番、増田 武雄

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第2号 その他

1) 畑作転換申請承認について

3) 専決処分の報告について

報告第1号 農地一時転用願いの件

報告第2号 公共転用の通知の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 仲川博通

事務局長補佐 龍 節子

7. 会議の概要

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から4月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は17名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告申し上げます。

(会長あいさつ)

議 長 それでは、議事に入ります前に署名委員が必要ですので、その点についてお諮りさせていただきますが、私から指名させて頂くことに異議ございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしとのお声を頂きましたので、本日の署名委員に2番、奥本委員さんと、3番、寺田委員のお二人を指名致しますのでよろしくお願い致します。なお、本日の会議書記には、事務局の仲川局長、龍補佐を指名致します。それでは、ただ今から議事に入ります。議案第1号を議題と致します。事務局より説明願います。

議第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対しまして、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字□□、□□ □、利用権を設定する者□□□□□、□□□□□、利用権を設定する農地、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）461㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字□□、□□□□、利用権を設定する者、大字□□、□□ □、利用権を設定する農地、大字□□、□□番□（地目）田（面積）884㎡、大字□□、□□番□（地目）田（面積）757㎡、大字□□、□□番□（地目）田（面積）115㎡、大字□□、□□番1（地目）田（面積）431㎡及び大字□□、□□番□（地目）田（面積）150㎡、利用権の種類は賃貸借権の設定で、野菜を栽培しての利用でございます。利用期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。整理番号3番、利用権の設定を受ける者□□市□□、□□□□、利用権を設定する者、大字□□、□□□□、利用権を設定する農地、大字□□、□□□番地（地目）田（面積）1,157㎡及び大字□□、□□番地（地目）田（面積）201㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。整理番号4番、利用権の設定を受ける者□□市□□、□□□□、利用権を設定する者、大字□□、□□□□□、□□□□、□□□□、利用権を設定する農地、大字□□、□□番地（地目）田（面積）1,114㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。理番号5番、利用権の設定を受ける者□□町□□□□、利用権を設定する者、大字□□、□□□□、利用権を設定する農地、大字□□、□□番地（地目）田（面積）1,546㎡、利用権の種類は賃貸借権の設定で、野菜を栽培しての利用でございます。利用期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。整理番号6番、利用権の設定を受ける者、大字□□、□□□□、利用権を設定する者、大字□□、□□□□、利用権を設定する農地、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）992㎡、利用権の種類は賃貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。整理番号7番、利用権の設定を受ける者□□□□□、□□□□、利用権を設定する者□□県□□ □、利用権を設定する農地、大字□□、□□□番地（地目）田（面積）1,414㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は平成27年4月1日から平成33年3月31日までの6年間でございます。整理番号8番、利用権の設定を受ける者□□□□□、□□□□、利用権を設定する者□□郡□□町□□□□、利用権を設定する農地、大字□□、□□番□（地目）田（面積）680㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は平成27年4月1日から平成33年3月31日までの6年間でございます。整理番号9番、利用権の設定を受ける者□□町□□□□、利用権を設定する者□□市□□□□□、□□□□、利用権を設定する農地、大字□□、□□□番地（地目）田（面積）1,424㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3

項各要件の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。また、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件であります、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められることと、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせていただきますのでご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

（意見、質問なし）

議長 　ご質問などがないようですので、採決致します。第1号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので、第1号議案は、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答することに決定致します。次に入ります。議第2号、その他の1番、畑作転換申請承認についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 　議第2号、その他の1番、畑作転換申請承認について説明致します。

番号1番、申請地、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）958㎡、申請人、大字□□、□□ □田から畑への変更であります。場所は部会現地調査順序表第1番目□□□□学校より□□へ約350mのところであります。なお、書類上は具備されております。畑作転換申請の承認については1件の申請であります。ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査を願っておりますので、農地部会長より調査結果の説明を願います。

部会長 　それでは、報告させていただきます。今回の申請は、先に土を入れられたのを事務局からの指導で畑作転換申請されたものです。現状は農地の4分の1ほど土を入れられた状態になっております。転用面積も広いので今後の管理について懸念されますので、地元担当委員さんや事務局もパトロールや現地調査の際に注意して適当に畑として耕作されるよう見守りをお願いして部会では承認をすることとなりました。以上報告させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに農地部会長より説明のあったとおりですがこの件につきまして何かご意見ご質問等ありませんか。異議などございませぬか。ご質問、ご異議などないようですので、採決致します。それでは畑作転換申請承認についてを承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので、畑作転換申請承認については、事務局処理と致します。次に入ります。議案第2号、その他の2番、専決処分の報告について報告第1号を議題と致します。事務局より説明を願います。

事務局 　議案第2号、その他の2番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第4条第1項第7号規定による転用届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、平成27年2月26日から3月25日までの報告分でございます。

番号1番、転用届出地、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）352㎡、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）72㎡、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）72㎡及び大字□□、□□□番□（地目）田（面積）537㎡、届出人、大字□□、□□□□、転用目的は

アパートと露天駐車場への転用届出であります。確認委員さんと致しまして、平成27年3月12日に奥本委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりますので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、農地法第4条関係1件の専決処分の事後報告でございます。

議長 　ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願いします。ご質問などがないようですので、報告第1号につきましては、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。確認委員の奥本委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きまして有り難うございました。

議長 　次に入ります。議第2号、その他2番、専決処分の報告について報告第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第2号その他2番専決処分の報告について報告第2号、農地一時転用願いの件について説明致します。番号1番、一時転用する農地、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）686㎡のうち300.07㎡、願出人□□市□□町□□□□株式会社、所有者、大字□□、□□□□、使用目的は、工事中仮設道路としてでございます。使用期間は平成27年3月19日から平成27年5月18日まででございます。なお、添付書類といたしまして農地の所有者□□□□の同意書が添付されております。番号2番、一時転用する農地、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）599㎡のうち149.98㎡、願出人□□市□□町□□□□株式会社、所有者、大字□□、□□□□、使用目的は、工中用地としてでございます。使用期間は平成27年3月19日から平成27年5月18日まででございます。なお、添付書類と致しまして農地の所有者□□□□の同意書が添付されております。以上、農地の一時転用願いにつきましては、2件の通知でございます。

議長 　報告第2号の案件につきましては、報告事項として委員皆様への報告とさせていただきます。次に入ります。議第2号、その他2番、専決処分の報告について報告第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第2号、その他2番、専決処分の報告について、報告第3号、公共転用の通知の件について説明致します。

番号1番、転用届出地□□□□、□□□番地（地目）田（面積）907㎡、譲渡人、大字□□□□、□□□□他1名、転用目的は、大和高田市が流域減災対策事業用地として転用する通知でございます。以上、公共転用の通知につきましては1件の通知でございます。

議長 　報告第3号については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。他にないようですので、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。これで4月の定例委員会を終らせて頂きます。

本議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議長	松田 榮義
署名委員	奥本 正嗣
署名委員	寺田 勉